



CONTENTS

I New Face

着任のご挨拶	波多江悟史	2
着任のご挨拶	山本 和輝	3
着任のご挨拶	前田早紀子	4

II Sabbatical

パリ第二大学での在外研究	清水 円香	6
デュッセルドルフ漂流記	谷江 陽介	8

III My Book

自著紹介：『公共施設の統廃合を合意する —地方自治体の取組とその効果』	柳 至	10
--	-----	----

IV Study Group

研究会		12
-----	--	----

V Research Grant

科研費		13
-----	--	----

新任紹介

New Face

着任のご挨拶

波多江 悟史 HATAE Satoshi

2026年4月に立命館大学法学部に着任した波多江悟史です。専門分野は、憲法学、とくに比較憲法学です。今年度、学部では、基礎演習、専門演習、憲法Ⅰ（総論・統治Ⅰ）、憲法Ⅱ（人権）、大学院では、外国書講読（仏）、情報法を担当します。

出身は、神奈川県です。中学生のときにイラク戦争を目の当たりにしてから、不条理な世界に抵抗するため、日本国憲法を勉強したいと思うようになりました。また、高校生のときにフェルディナン・ド・ソシュールに触れてから、言語と思考の関係に興味を持っていたので、大学生のときには様々な外国語を独習しました。大学3年生のゼミでエリック・バレント(比較言論法研究会訳)『言論の自由』(雄松堂出版、2010年)を読んでからは、表現の自由に関する考え方がヨーロッパとアメリカでは異なることに気づいたため、大学院では、ドイツ、フランス、イタリアの放送法制を比較することを通して、ヨーロッパにおける放送の自由の特質を明らかにすることを研究テーマとしました。最近では、今日のインターネット社会を踏まえたメディアの多元性の再構築という観点から、公共メディアとしてのNHKの独立性の問題やEUにおけるメディアの独立性と多元性の保障について研究しています。

2020年4月から2026年3月までは、愛知学院大学法学部で研究と教育に従事しました。教育面では、憲法だけでなく、情報法とメディア法を担当することができたため、研



究と教育の架橋を行うことができました。とくに放送法の法解釈学の重要性に気づいたことが、重要な発見となりました。もともと、着任当初から、コロナ禍の中、会ったことのない学生に対し自宅から一人でオンライン授業を行うことはとても大変でした。また、コロナ禍で噴出した労働問題にも、過半数代表者や労働組合の書記長の立場から取り組みました。三六協定作成の際には、法令の書き方や読み方の厳密さに改めて気づかされました。また、団体交渉を行う中で、下からの権利要求を積み上げることの重要性を痛感しました。こうした経験から、今日の大学には、学生と教員の対立、教職員と理事会の対立、教員と職員の対立、教員同士の対立が厳然として存在することを身をもって実感しました。学問の自由や労働者の権利の観点から、こうした対立をどのように考えるかが、残さ

れた宿題となりました。

前任者の小松浩先生とは、民主主義科学者協会法律部会で出会いました。博士論文を書き上げた後、自分自身にとって改めて憲法とは何かを問い直していたときのことです。毎年春と夏に開かれる合宿では、小松先生と朝方まで飲み続けたことは、とても良い思い出です。あるとき、小松先生に左翼憲法学とは何かを尋ねたことがあります。これに対し、

小松先生は、「左翼憲法学なるものは存在しない、存在するのは、民科憲法学か非民科憲法学かのいずれかだ」とおっしゃっていました。とても印象的な言葉でした。今後は、「平和と民主主義」を教学理念とする立命館大学において、今日の社会において民主主義憲法学とは何か、どのように実現することができるのかを考えていきたいと思います。

(はたえ さとし・憲法)

New Face

新任紹介

着任のご挨拶

山本 和輝 YAMAMOTO Kazuki

2020年4月、筆者は、学部・大学院時代を過ごした本学を離れ、前任校である東京経済大学現代法学部へと赴任することとなった。このとき、本誌89号にて、旅立ちの挨拶をさせていただく機会を頂戴した。あれから6年が過ぎた現在、今度は、本学法学部に赴任することとなり、本誌に着任の挨拶をさせていただくこととなった。

改めて振り返ると、東京・国分寺の地で過ごした6年間は、思いのほか長かったのかもしれない。まず、東京から関西の地に戻ってきて、筆者は、自らの関西弁運用能力が大幅に減退していたことに驚かされた。確かに、筆者は埼玉県浦和市（現・さいたま市）の生まれであり、生来的関西人でないこともあったか、関西弁を得手とはしていない（少なくとも、前任校の同僚の多くが筆者のことを関西出身者と気づかない程度には不得手である）。しかし、30年近くを関西で過ごしたの



*この写真は、美しい紅葉に彩られた秋の軽井沢旅行で大人げなくはしゃぐ筆者の様子を映したものである。

で、問題なく関西弁を聞き取れるものと思っていたのだが、いつの間にか関西弁のイントネーションを聞き損ねるほどになっていた。その意味で言えば、筆者は、すっかり東京に染まってしまったといえるのかもしれない。これから、筆者の色彩を関西に染め直し、可能な限り早く本学に再順応できるようにできればと思っている。

前任校である（さらにいえば叔父の母校でもある）東京経済大学では、緑豊かで落ち着いた国分寺の雰囲気もあり、物静かな学生が多い環境の中で授業を行っていた。大講義では静かな環境でストレスなく授業ができた反面、小集団授業では、なかなか議論を盛り上げることができず、苦慮したところもあった。しかし、拙い筆者の授業を楽しんでくれた学生もいたようで、ときに「先生の授業のおかげで刑法が好きになりました」と直接伝えていただくこともあった。本学でも、刑法が好きになってくれる学生が少しでも増えるよう尽力したい。

また、研究面についていえば、大学院時代は正当防衛・緊急避難の基礎理論を探究することにウエイトを置いていたが、前任校では、「現代」法学部に着任したこともあり、正当防衛・緊急避難の現代的課題の解決を強く意識して研究するようになった。例えば、現在の科研費のテーマは、「気候危機」時代における緊急避難論というものであるが、これは、「気候危機」という自然科学的現象が緊急避難論の解釈にいかなる変容を迫るのかを明らかにすることを試みるものである。この問題については、ここ数年、ドイツでモノグラフィーが相次いで公刊されているため、まずはこれらに目を通してこの問題についての理解を深めることができればと考えている。

本学着任後も引き続き教育・研究に邁進していく所存である。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしく申し上げます次第である。

（やまもと かずき・刑法）

新任紹介

New Face

着任のご挨拶

前田 早紀子 MAEDA Sakiko

2026年4月から、立命館大学法科大学院に、実務家教員として着任しました京都府地方裁判所裁判官の前田早紀子と申します。法科大学院では要件事実と事実認定の講義を担当いたします。

私は、現在、裁判官として18年目を迎えています。新司法試験制度が始まったばかり

の2期生として法科大学院に入学し、予習復習に明け暮れ、同級生との自主ゼミで学び、勉強の合間には教授たちとスポーツに興じました。その後、名古屋での司法修習を経て、大阪府地方裁判所で任官しました。以来、家庭裁判所で家事事件を担当したり、規模の小さな裁判所で、民事、刑事、家事事件全部を担

当したりしたこともありましたが、主には民事事件を担当してきました。公正取引委員会に出向した際には、行政の立場での法解釈、競争政策の在り方に触れ、裁判所とは異なる視点で法制度を見る貴重な経験を得ることができました。

また、長男を出産した後、育児休暇中に、夫の海外留学に同行し、1年間イギリスで生活しました。日本の法制度が普遍的なものではないことは知識としては理解しているつもりでしたが、ヨーロッパの人たちにとっては、予想以上に日本の死刑制度が受け入れがたいものであることを知り、イギリスの裁判官が、“when I was practicing・・・”と弁護士だった時のことについて語るときには、日本の裁判官のキャリアシステムとは異なる法曹一元制度であることを実感しました。生後半年から1年間、海外で子育てを経験したことで、医療、保健制度の違いに触れることができ、日常生活でも、自律性を身に着けさせるために子供は赤ちゃんのころから子供部屋で寝かせて添い寝はしないなど、常識が全く異なることや、反対に日本だけのものだと思っていた「3秒ルール」（食べ物や床に落としても3秒以内なら食べても問題ないという俗説。）がイギリスでも通じることを知り、異なる価値観と文化の中で、多様性と普遍性について考える機会となりました。

私生活では、二人の子供を育て、週末にはママさんサッカーをしています。普段の仕事では、机に座って事件の記録を読み、パソコンに向かう時間が長いので、チームメイトとグラウンドを走り回り、汗をかくのは、とても良い気分転換になっています。

民事事件の対象は非常に広く、企業活動、労働、契約、医療、事故、親族間紛争など、およそ人としての活動全般にわたるものです。法律家は、自分が経験したことのない社



会や業界の「当たり前」を法的に分析し、合理性だけでは説明のつかない人間の感情や行動を理解し、言語化することが求められます。複雑な事実関係や、当事者の言い分を、法律の論理と言語で整理することが法律家の役割であり、そのための共通言語が要件事実ですので、争点整理を機能させるためには、代理人と裁判官の要件事実の正確な理解が不可欠です。

学生の方々には、講義を通じて、要件事実の考え方、事実認定の基礎を身に付けていただくとともに、民事訴訟の実際や、裁判官の仕事についても折に触れ、お伝えしていくつもりです。事案を深く正確に理解するためには、日々、世の中の出来事に関心を持ち、他者と触れ合うことが重要です。法科大学院で学ぶ中で、たくさんの教員や仲間と交流し、世界を広げていただきたいと思いますし、私も他の教員の方や学生から刺激を受け、学ばせていただこうと思います。

（まえだ さきこ・民事訴訟法）

外留報告

Sabbatical

パリ第二大学での在外研究

清水 円香 SHIMIZU Madoka

筆者は、2025年4月から2026年3月まで、フランスの Paris-Panthéon-Assas 大学（パリ第二大学）において客員研究員として在外研究を行った。貴重な研究の機会をくださった本学法学部の先生方、および、筆者を受け入れてくださった Paris-Panthéon-Assas 大学の Marie-Hélène MONSÈRIÉ-BON 教授に心より感謝申し上げる。学外研究の主たる意義は研究の充実にあるが、筆者は副次的な意義として、滞在先での生活経験により、研究対象とするフランス法の背景にある社会を知ること、多様な価値観を獲得することを期待した。研究については、その成果の一部を学会報告（本誌 100 号参照）や学術誌（旬刊商事法務 2416 号 26 頁以下）で公表していることから、ここでは、副次的な意義との関係で印象的であった 2 点を紹介し、学外研究の報告とさせていただきます。

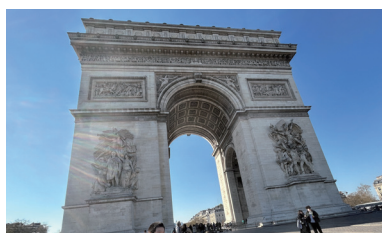
1. 革命記念日の賑わい・歴史の重み。7月14日は la fête nationale française という祝日で、日本語では革命記念日などと呼ばれる。1789年7月14日のバスティーユ監獄襲撃の日を共和国創成の記念日としているようである。この日にはフランス各地でイベントが行われるが、最もよく知られるのは、パリの凱旋門からシャンゼリゼ通りを經由しコンコルド広場まで続く軍事パレードであろう。馬や戦車が隊列をなし、大統領も加わる。筆者は、そのイベントで軍事航空機が三色旗の色の煙を出しながらシャンゼリゼ通りの上空を通り抜ける映像を日本で観たことがあり、それを実際に見たいという軽い気持ちで見物に出かけた。近くに到着すると、コンコルド広



左：筆者の在籍したパリ第二大学ビジネス法研究所の玄関
下：破毀院。会社法の事案を傍聴しに行ったところ、多数の傍聴人がいたので驚いた。



場からセヌ川を越えたところにある、アンヴァリッドとその前の広場で、陸・海・空軍がそれぞれブースを出して、機関銃に触れる体験、戦車の展示、軍事航空機のシミュレーター体験などの催しを施し、多数の軍事ヘリコプターを使った大がかりなショーも開催されていた。通りは、手に三色旗を持ち、軍事パレードを前に熱気に満ちた人々で埋め尽くされていた。それらの人々は愛国心を言葉や態度で情熱的に表明し、互いにそれを確認し合っているように見えた。日本では、愛国心を示して他者と確かめ合うことはほぼないし、ましてや国の軍事力を顕示することで愛国心を高揚させることはまずない。国に対する考え方の相違の大きさに驚きを禁じ得なかった。また、普段から、フランス人が持つ自国の歴史、特にフランス革命の歴史に対する誇りは、一般に、相当のものであるように感じられた。現代の社会システムに言及する際も、聴き手が相槌を打つ暇もないほど、歴史に遡りながら情熱いっぱい語っていた。フランスでは、現代の社会システムが 18 世



凱旋門派？エッフェル塔派？と友人に訊かれることがあった。筆者は凱旋門派。



学内の就活フェア。木材で簡易的に作られたブースのパネルの一部がローズカラーになっている点に審美性重視スタンスが窺える。

紀に戦い血を流して勝ち取ったものと直接の連続性を有しているからであろうか。

2. 審美性の追求・主観の共有。ほかに印象的であったのは、「審美性」という価値が、たとえば「機能性」「効率性」「論理性」などといった客観的に説明し易い価値と等価値を有するものと位置づけられているように感じられたことである。詳細を説明する紙幅のゆとりを欠くが、フランスでは、「美」が主題でない場面においてもほぼ必ず「美」が追求されていた（一例として、就活フェアの写真に添えた説明参照）。もちろん事によるが、日本では、「審美性」は、特段これを主題としていない場面では、その追求の必要性が認識されないか、前記「機能性」などの価値に劣後することが多いのではないだろうか。また、フランスでは、美しい物に接したときの心の動きを他者と共有する頻度も日本とは比較にならないほど高かった。共有する相手も、年齢や性別を問わない。普段意識することはないが、筆者は深層心理的に審美性を重視する価値観を持っているようで、就活フェアの木製ブースの一部がローズカラーとなっていることにも大きな意義を感じるタイプである。日本では、審美性の追求は、合理的でない選択をしてしまう筆者の悪い癖であると

認識してきた。審美性が高く位置づけられるフランスでは、美しいものを見て心が動いたとき、罪悪感を覚えずに済むばかりか、他者とそれを共有することができ、その点で筆者は居心地の良さを覚えた。

美しさに惹かれる気持ちの共有もその一例であるが、フランスでの他者との会話においては、「感情」を共有することも多かった。ここでいう共有とは、感情を同じ方向に向けること、つまり「共感」とは限らない。各々が持った率直な感情を他人に明かし、異なる感情を抱いていれば、その違いを楽しみ、類似の感情を有していれば、同じ方向を向いていることを喜び合う。日本では、家族や近い友人以外に率直な感情を明かすことは多くないように思う。集団の和を重視する価値観の下では、個々に異なる感情を他者と共有することに大きな意義を見出せなかったり、悪くすると和を乱しうることからこれが避けられたりするのだろうか。フランスでは「個」が重視されると言われ、日本人からは、フランスの人は自己主張が強いと評されることもあるが、よく観察すると、その「個」には自己のほか、他者も含まれるようであり、フランスの人たちは、全くの他人であっても、その存在自体に心からの敬意を払っていた。自己と同様に他者を尊重することから、他者の内面にも関心が向くのであろうか。

3. 以上は筆者の限られた経験や主観に依拠した印象にすぎない。それでも、近代市民社会の基礎を作り出した国の情熱を感じた前記1の経験は、社会科学を専攻する者として、貴重であったと思う。前記2は、母国の外に筆者の価値観と親和的な社会が存在したことを知る意外な経験であり、また、他者との関わりに関する示唆を得た学びの経験であった。いずれもフランス（パリ）で生活しなければ得られなかったものである。貴重な機会をいただいたことに、改めてお礼を申し上げる。

（しみず まどか・商法）

外留報告

Sabbatical

デュッセルドルフ漂流記

谷江 陽介 *TANIE Yousuke*

私は、2024年9月下旬から1年半のサバティカルをいただき、ハインリッヒ・ハイネ・デュッセルドルフ大学法学部の客員研究員として、ドイツに滞在しました。当初は2020年9月からの予定でしたが、コロナ禍のため渡独を断念しました。このようななか、改めて渡独する機会をくださった法学部、特に民法部門の先生方に心より感謝申し上げます。さて、この文章は、「外留先での研究・活動・様子等を紹介してください」という依頼を受けて書いているのですが、四分五裂したものとなるのを避けるため、バーチャル外留報告会で外留内容についてインタビューを受けるという形式にさせていただきました。

ー本日はよろしくお願ひします。まず、ハインリッヒ・ハイネ・デュッセルドルフ大学を外留先にした背景について聞かせてください。

私は、民法のなかで契約法を中心に研究をしております、特に「契約自由の原則」と「締約強制理論」（契約締結の強制を根拠づける理論）という相対立する原理を私法上整合性のある形で位置づけることに主眼を置いて研究を進めてきました。受入教員（Jan Busche 教授）は、『私的自治と締約強制』という著書を公刊しており、締約強制理論研究の第一人者ですので、同教授のもとで研究を深めたいと考えました。

ー具体的にどのような研究をしてきたのですか？

締約強制理論は、他の同種の契約締結を求める者との間の平等取扱を実現する手段として機能します。ドイツ民法（BGB）・一般平等取扱法（AGG）のなかで平等取扱原則がどのような役割を果たしてきたのか、ドイツ法上いかなる点が課題とされてきたのか、平等取扱原則に対する議論を踏まえながら、締約強制理論の法的位置づけについて分析・検討しました。

2026年1月29日、ドイツ連邦最高裁判所は、賃貸物件を探している希望者を民族の出目を理由に不利益に扱った不動産業者に対して、AGGに違反するとして3000€（約55万円）の慰謝料支払いを命じました。事案は、パキスタン系の姓名で内見予約をして断られたにもかかわらず、収入・職業・世帯規模について同一の情報で「シュナイダー」、「シュミット」というドイツでよく用いられる名前で問い合わせたところ、内見予約が認められたというものです。同年3月に開催された送別会で、当該事案における締約強制の可能性、差別的取扱いに対するBGB・AGGの守備範囲、慰謝料額が高額となった背景等について参加者間で意見交換したのも、懐かしく思い出されます。

ー 研究期間を半年間延長したとのことですが、延長してどのようなことに取り組んだのですか？

渡独後、締約強制理論・平等取扱原則の理論構造について受入教員と共同研究を開始しました。2週間に1回程度、受入教員はドイツ法・EU法、私は日本法を対象として、締約強制が問題となっている場面、締約強制の理論的根拠について検討し、受入教員（と研究チームの教員・院生・学生）との間で意見交換をしました。2026年2月に、ハインリッヒ・ハイネ・デュッセルドルフ大学法学部で比較法研究に関するシンポジウムが開催されることとなり、そこで「日独法における締約強制理論の意義と限界」について報告する機会に恵まれました。今後、報告及び質疑応答の際に得られた視点を踏まえて、締約強制理論の研究を発展させていきたいと考えています。

ー他にどのようなことをしていましたか？

大学には、現代日本研究所があり、600名程度の学生が日本の文化（マンガ・アニメ・音楽等）について勉強しています。学生さんとタンデム（母語の異なる者と互いの得意な分野を学びあうという学習形態）をしながら、相互の語学や文化について理解を深めることにも取り組みました。

また、ドイツといえばビールということで、デュッセルドルフのアルトビール（黒ビール、深みのある味）、ケルンのケルシュビール（淡色で軽快な飲み口）、ミュンヘンのヴァイスビール（白ビール、フルーティーな香り）など、飲みながら交流を深めることができたのも、貴重な経験でした。

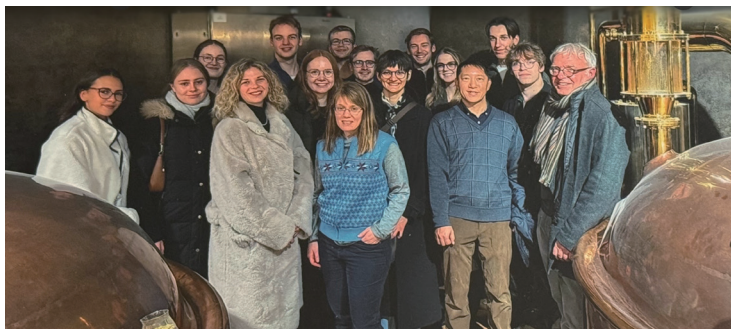
ードイツ生活はどうでしたか？

円安・物価高のダブルパンチで、「家賃＋子どもの日系幼稚園代＞月給」という状態でしたので、いろいろとやりくりするのが大変でした。納豆は1パック（3個入り）で4€（約750円）するので、ヨーグルトメーカーで大豆を熟成して納豆を作りました。また、日系幼稚園からドイツ幼稚園（無償）に転園しました。結果的に、ドイツ幼稚園で誕生日会を開催したり（ドイツでは、誕生日会の招待、会場・食事手配等は誕生日をお祝いしてもらう側がします）、参加したりすることを通して、家族間での異文化交流の機会が増えたので、転園して良かったなと思っています。

ー最後に一言お願いします。

1年半もの長期間にわたり研究滞在できたことについて、改めて皆様に御礼申し上げます。

（たにえ ようすけ・民法）



アルトビールの醸造所にて

My Book

自著紹介

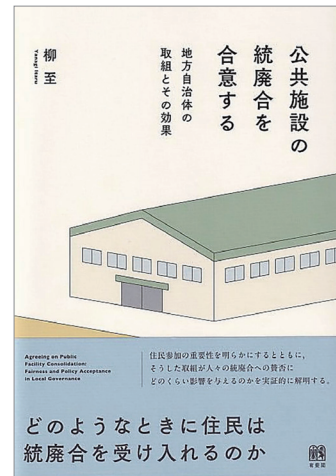
自著紹介：『公共施設の統廃合を合意する
——地方自治体の取組とその効果』

柳 至 YANAGI Itaru

地方自治体がどのような取組を行うことで、公共施設の統廃合といった住民にとって不利益になりかねないことを合意することができるのでしょうか。本書は、この問いをサーベイ実験や事例研究という手法を用いて実証的に明らかにした研究書です。

本書は2018年に有斐閣より出版した筆者の初著『不利益分配の政治学——地方自治体における政策廃止の過程』の続編としての意味合いを有します。前著での知見の一つとして、政策廃止の前決定過程において、住民の多くが否定的な廃止案は政治的要因によってそもそも議題に上がらないという点がありました。他方で、民意に反して廃止を議題に上げた場合には、住民は自らの意向が政策に反映されていないと考え、代議制民主主義への不満が高まります。そうであれば、前決定の過程から住民を巻き込んだ合意形成を行い、不利益の分配について地域社会で合意する必要があります。しかし、どのような場合に合意が可能となるのかという問いには、前著では取り組むことができませんでした。そこで本書では、住民合意がいかに関与するかを、地方自治における重要課題である公共施設の統廃合を題材として明らかにすることを試みました。

サーベイ実験から明らかになったのは、地方自治体が統廃合の過程でワークショップや住民アンケートといった住民参加の取組を実施することにより、政策過程に対する住民の公正認知が高まり、統廃合の受容につながる

『公共施設の統廃合を合意する
——地方自治体の取組とその効果』

柳至著 有斐閣

2025年12月 ¥3,900（+税）

という効果でした。他方で、地方自治体が統廃合の過程で住民に示す必要性などの判断基準の効果は明瞭ではありませんでした。本書で用いたサーベイ実験はビネット実験と呼ばれるもので、被験者である住民に仮想的な統廃合の過程のシナリオを無作為に割り当て、内容を読んだうえでその認識を尋ねることにより、シナリオに含まれる要素の影響を推定する手法です。

もっとも、これは仮想的な環境における住民の意識を検証したものであるため、現実の政治過程における住民参加の取組の効果もあ

わせて事例研究により検証しました。その結果、取組の認知の問題などから、実際の政治過程における住民参加の効果は、ビネット実験で示された効果に比べて限定的であることも明らかとなりました。すなわち、住民参加の取組は統廃合の受容を促すものの、その効果を十分に発揮させるためには、工夫が必要であるといえます。

本書にとって幸いなことに、前著に引き続き、有斐閣の編集者である岩田拓也さんに担当していただきました。岩田さんと話し合ったのは、公共施設マネジメントに取り組む実務家や住民にも届くよう、できるだけわかりやすく、かつ端的な内容にするという点でした。もっとも、本書は専門的な用語も用いる研究書であり、研究者寄りの内容ではありませんが、専門用語には補足説明を付すなど、読みやすさの向上に努めました。執筆に際しては、岩田さんから可読性を高めるための多くの助言をいただきました。また、内容を端的にまとめることを意識した結果、初校ゲラを見た際には想像以上にコンパクトであったことに驚きましたが、コンパクトでありながら内容は充実しているとの感想をいただけたのは幸いでした。

さらに、できるだけ幅広い読者に手に取っていただけるよう、装丁もポップなものにさせていただきました。装丁を手がけてくださったのはデザイナーの堀由佳里さんで、こちらの抽象的な要望にもかかわらず、研究書としての落ち着きを保ちつつ、軽やかさや親しみやすさも感じられるデザインに仕上げてくださいました。出版後には何名かの方から「装丁が良い」とお褒めの言葉をいただいたのも嬉しい点でした。

こうした努力の甲斐もあってか、前著と比べると実務家の方々からの反応もあり、より幅広い読者に届いているという実感があります。とはいえ、本書の内容がどれほど現場の方々役に立っているかという点、まだ十分とは言えないかもしれません。実際にどのような形態の取組であれば住民の納得感が得られやすいのかという点は、今後の重要な研究課題です。幸いにも今年度から科研費の助成を受けることができたため、新たな問いの検証を通じて、地方自治の現場にとって意義のある研究成果を提示できればと考えています。

(やなぎ いたる・行政学、地方自治論)



事例研究で取り上げた
京都市のラクトスポーツプラザ

Study Group

研究会

2026年1月～6月

■法学部定例研究会：

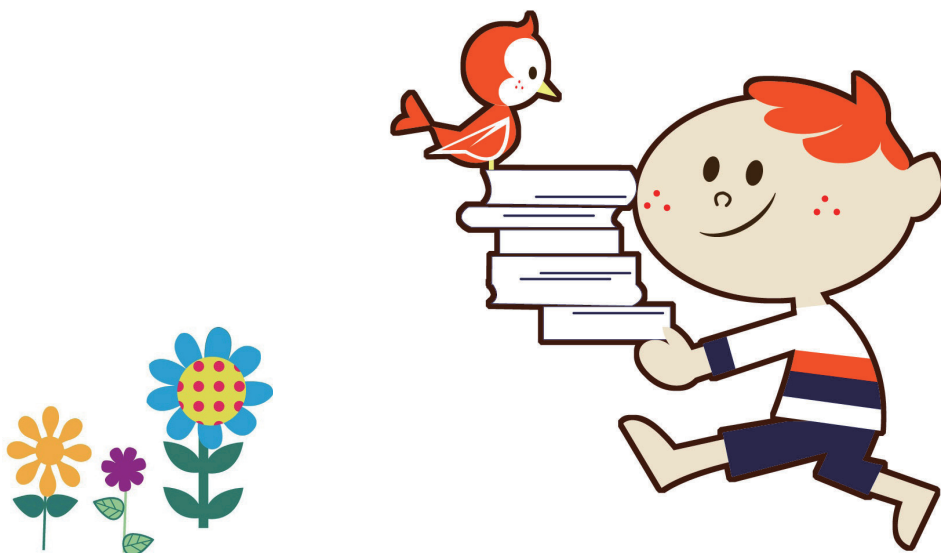
- 26年 1月10日 商法研究会：道野真弘氏「自由職業人の商人性」、品谷篤哉氏「商業登記の効力と表見代理の成否」
- 26年 1月22日 博士学位論文公聴会：浪花健三氏「税理士における職業専門性 独立性と自律の確保に向けて」
- 26年 1月26日 2025年度第1回民法研究会：宮脇正晴氏「著作権侵害にならない財産的な情報の伝達行為の一般不法行為該当性ー将棋の指し手情報のYouTube配信の問題を中心に」
- 26年 3月 7日 商法研究会：久保壽彦氏「早期事業再生法の概要と課題」、山田泰弘氏「銀行取締役の融資判断に関する任務懈怠の認定からの示唆ー気候変動問題と取締役の善管注意義務」
- 26年 4月 5日 比較司法制度研究会：出口雅久氏「日本の民事訴訟のデジタル化」、中田邦博氏「日本の消費者保護法の現状」
- 26年 4月18日 商法研究会：武田典浩氏「2021年ドイツ企業安定化・再建法が会社法へ与える影響」、品谷篤哉氏「[判例研究] 代表権濫用行為および無権代表行為と不法行為責任」（東京地判令和7年4月24日金融・商事判例1731号32頁）
- 26年 5月29日 第15回最高裁研究会：市川正人氏・渡辺千原氏ほか「韓国の司法制度改革の現況と課題」
- 26年 6月 5日 2026年度第1回民事法研究会：MENG Xihui氏「価値返還請求権（レイ・ヴィンディカチオ）の可能性と限界」
- 26年 6月 6日 商法研究会：千手崇史氏「[判例研究] 医療を目的とする株式会社に対する会計帳簿閲覧請求と競業の拒絶事由（会社法433条2項3号）および競業避止義務違反（会社法356条1項1号）」（東京地判令和7年3月13日金判1735号35頁）、清水円香氏「EUおよびフランスにおける株主識別制度と日本法への示唆」
- 26年 6月26日 2026年度第1回民法研究会：原田弘隆氏「データの法的帰属・保護に関するー考察ードイツの「データ所有権」論を手掛かりにー」、尾藤司氏「複数行為者の不法行為責任に関する基礎理論的考察ー民法719条1項後段の責任の意義と限界ー」

Research Grant	科研費
	2026 年度

- 基盤研究 (B) 「日本型統治システム」の再検討ー比較、聞き取り、アンケート調査に基づく学際的接近
研究代表 大西 祥世
- 基盤研究 (B) 医療安全理念に基づく事故調査と紛争解決ー透明性とコミュニケーションの確保に向けて
研究代表 平野 哲郎
- 基盤研究 (C) グループ利益の追求と子会社利害関係者保護
研究代表 清水 円香
- 基盤研究 (C) 現代イギリスにおけるレファレンダムの動向
研究代表 小松 浩
- 基盤研究 (C) 憲法習律としての議院内閣制再検討：日英仏における Singularity の研究
研究代表 小堀 眞裕
- 基盤研究 (C) 異文化理解促進に向けての教育政策科学部とプロジェクト授業の研究
研究代表 田原 憲和
- 基盤研究 (C) 日本型紛争解決観の生成と制度化の展開に関する通時代的研究
研究代表 河野 恵一
- 基盤研究 (C) 最高裁判所・高等裁判所における隠れた違憲審査の発掘ー法分野横断的な司法行動研究ー
研究代表 市川 正人
- 基盤研究 (C) 労働関係における人権の法律と裁判による保障に関する日独比較研究
研究代表 倉田 原志
- 基盤研究 (C) 法と神経科学に関する実証実験の予備的・準備的研究
研究代表 山口 直也
- 基盤研究 (C) 日本における移民排斥感情の理解と理論的検討
研究代表 村上 剛
- 基盤研究 (C) キューバ文学におけるヴァナキュラー文化の研究
研究代表 安保 寛尚
- 基盤研究 (C) 複数性と焦点の研究
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) 行政法における敬讓法理の研究
研究代表 正木 宏長

- 基盤研究 (C) 犯罪行動における刑罰と処分および治療の兼ね合い
研究代表 松宮 孝明
- 基盤研究 (C) 法科大学院における判例教育教材と教育方法の実証的・実践的研究
研究代表 松岡 久和
- 基盤研究 (C) 持続可能な社会の構築における消費者法の役割
研究代表 谷本 圭子
- 基盤研究 (C) 1950年代前半における日本の「食料外交」の成果と課題ービルマ米の調達をめぐって
研究代表 吉次 公介
- 基盤研究 (C) Challenges Relating to CLP Implementation in Japanese Universities and Proposed Remedial Strategies
研究代表 Jackson Lachlan
- 基盤研究 (C) 監督権限の不作为を理由とした国家賠償責任に関する日仏比較法研究
研究代表 北村 和生
- 基盤研究 (C) 「法と経済学」に対抗する「法と政治経済学」ー「立憲的政治経済学」の構想に向けて
研究代表 坂田 隆介
- 基盤研究 (C) 客観的帰属論による詐欺罪の再構成
研究代表 安達 光治
- 基盤研究 (C) デジタル関連政策と連携可能な民事立法論の研究
研究代表 宮脇 正晴
- 基盤研究 (C) オーストラリア文学における先住民フューチャリズム研究：未来の脱植民地化
研究代表 佐藤 涉
- 基盤研究 (C) 国際共修における「共生のための自律的学びのプロセスモデル」の構築
研究代表 遠山 千佳
- 基盤研究 (C) 大審院民事判例集における判決掲載基準の研究
研究代表 木村 和成
- 基盤研究 (C) 労働法における憲法に基づいた法形成に関する日独比較研究
研究代表 倉田 原志
- 基盤研究 (C) 立法過程の「加速」と「減速」の憲法学的考察
研究代表 植松 健一
- 基盤研究 (C) 集団的表現行為における人格権保護と表現の自由の均衡
研究代表 山田 希
- 基盤研究 (C) 法定開示情報の戦略的利用と競争法上の課題ー取引の公正性確保を巡る日米EU比較法研究
研究代表 井畑 陽平

- 基盤研究 (C) ハラスメント表現に対する刑事規制の総合的研究
研究代表 嘉門 優
- 基盤研究 (C) 消滅時効論の新展開—進行論と援用制限論の再構築
研究代表 松本 克美
- 基盤研究 (C) 気候変動に関するリスク・機会と会社法制・取締役の義務
研究代表 山田 泰弘
- 基盤研究 (C) 協働の制度設計と手続的公正の統合的分析：政策形成過程における政策受容の条件
研究代表 柳 至
- 挑戦的研究 (萌芽) 文化をめぐる言説の政治研究—思想研究と政策科学部研究からの解明
研究代表 徳久 恭子
- 若手研究 確実な誤判防止に向けた「証人テスト」に対する法的規制
研究代表 清水 拓磨
- 若手研究 議員の政策科学部的立場の通時的变化に関する研究：属性・一貫性・政治的代表
研究代表 西村 翼
- 若手研究 学際研究プロジェクトとしてのリアリズムに関する法思想史的研究
研究代表 菊地 諒
- 若手研究 参加権の裁判的保護と基礎理論の構築に関する総合的研究
研究代表 谷 遼大



R

RITSUMEIKAN

立命館大学・ニュースレター
第 101 号 (2026 年 6 月)
編集：立命館大学法学会
ニュースレター編集委員会（法学部研究企画委員会）
発行：立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)